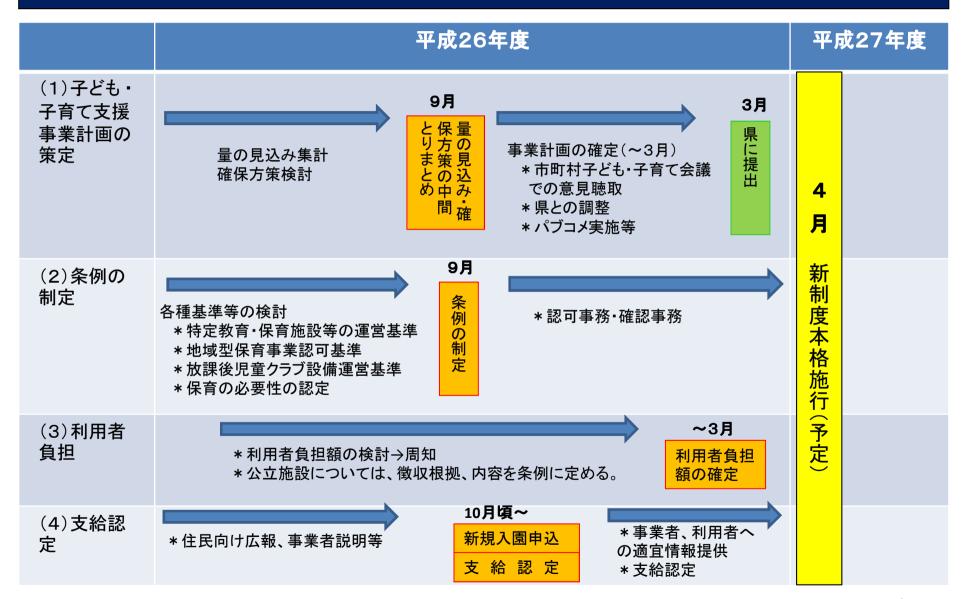
子ども・子育て支援新制度について

【平成27年度本格施行予定】



こども・女性局 子育て支援課 平成26年10月20日

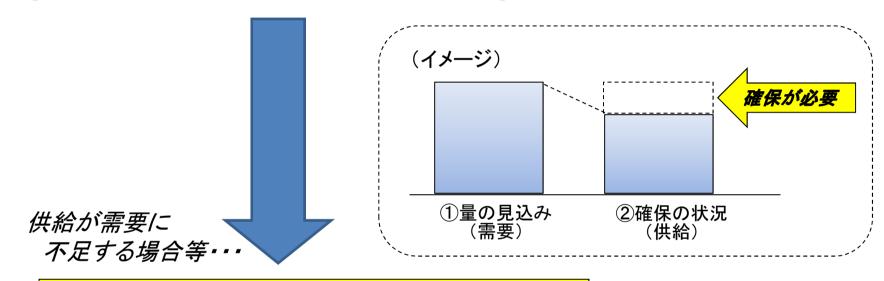
新制度本格施行までの標準的な作業スケジュール



新制度移行までに市町村が実施すべき主な事項1

(1)子ども・子育て支援事業計画の策定

①量の見込み(需要(ニーズ)量)の調査、②供給量の確認



供給確保方策(施設整備等)を計画に必ず記載

- ・需給バランスを測定する単位は、「教育・保育提供区域」。
- ・「教育・保育提供区域」は、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域 を、市町村が定める。
- ※計画策定にあたっては、「市町村子ども・子育て会議」の意見を聴く必要がある。

新制度移行までに市町村が実施すべき主な事項2

(2)条例の制定

- ①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例
- ②地域型保育事業の認可に関する基準条例
- ③放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準条例
- ④保育の必要性の認定に関する基準(条例又は規則等)

(参考)新制度における認可・確認の主体

給付等を受けるためには、施設又は事業が「認可」されているだけでなく、 市町村によって「確認」されていることが必要(放課後児童クラブを除く)

施設等種別	認可	確認
幼保連携型認定こども園	県、中核市	市町村①
保育所(保育所型認定こども園を含む)	県、中核市	市町村①
幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む)	県	市町村①
地域型保育事業(小規模保育等)	市町村②	市町村①

新制度移行までに市町村が実施すべき主な事項3

(3)利用者負担

- 新制度における利用者負担額は、応能負担が原則(公立幼稚園であっても同じ。)。
- 利用者負担額は、条例または規則で規定。
- 公立の施設(認定こども園、幼稚園、保育所)にあっては、条例で徴収根拠、内容を定めることが必要。

(4)その他

→ 平成27年4月~の新制度本格施行に向け、平成26年度中に施設の 利用を希望する子ども(保護者)に対し、下記区分に応じた支給認 定を行うことが必要。(他市町村への広域利用の場合も必要)

1号認定・・・ 2号認定以外の3歳以上の子ども

⇒ 幼稚園、認定こども園利用

2号認定・・・ 保育を必要とする3歳以上の子ども

⇒ 保育所、認定こども園利用

3号認定・・・ 保育を必要とする3歳未満の子ども

⇒ 保育所、認定こども園、地域型保育利用

保育所・幼稚園・認定こども園比較(新制度)

	保育所	幼稚園	認定こども園
目的	保護者の委託を受けて、保育を必要 とする乳児又は幼児を保育する	幼児を保育し、適切な環境を与え て、その心身の発達を助長する	就学前の乳児・幼児に対する教育及び保育 並びに保護者に対する子育て支援を総合的 に提供する
対象児	O歳~就学前 就労等により両親等から保育を受け ることができない乳児・幼児が対象	満3歳~就学前の幼児	O歳〜就学前 就労等により両親等から保育を受けることが できない乳児・幼児が対象 (幼稚園型認定こども園は、満3歳〜就学前) 上記以外の満3歳〜就学前の幼児
特徴	長時間子どもを預かることができる (概ね11時間の保育を実施) さらに、延長保育(1~2時間程度)を 実施	保育時間は概ね4時間(午前中) 保護者ニーズに応じ、夕方までの預 かり保育を実施 特に私立幼稚園において、特徴ある 保育(小学校の事前教育)を実施	親の就労に合わせて、保育時間の長短が可能 (概ね4~11時間の範囲。 幼保連携型・保育所型認定こども園は、さらに延長保育を実施) 親の就労状況が変わっても、施設を変更せず、継続して利用できる 地域のこどもが、保育園または幼稚園に分かれることなく同一施設への通園が可能 地域の子育て家庭を対象とした子育で支援の取組(子育て相談、親子交流等)が義務付けられている

私立幼稚園と市町村の関係について

◆ 新制度の実施にあたり、私立幼稚園には、下記の3つの選択肢がある。

選択肢		主な財政措置	その他
新制度を 選択	①「認定こども園」 に移行	施設型給付 (市町村を通じ て給付を実施) 子ども(保護者)に 対する支給認定必要	利用申込に対する応諾義務が発生利用者負担額は市町村が応能
	②「幼稚園」として存続		負担により定める(保護者の同意 のもと、上乗せ徴収することは可 能)。
	選択せず、現行ど 園」として存続	私学助成 幼稚園就園奨励費 (県実施)	・利用者負担額は設置者が設定

- ※今年度末までに「特段の申出」をしない場合には、みなし規定により自動的に 新制度を選択したこととなり、私学助成が受けられない。
- ※新制度開始後も、選択肢の変更は可能。
- ◆ 今後は、私立幼稚園のある市町村において、新制度に係る担当窓口を 定め、私立幼稚園について積極的な情報提供、及び相談に応じることが 必要。